本件申請の対象は、基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）第６に定める周波数のうち、第17チャンネルを用いて行う基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）第１の１⑷エの試験放送の業務となります。

なお、郵送による場合は、次の宛先に提出してください。

郵送先：〒100―8926　東京都千代田区霞が関２－１－２　総務省情報流通行政局衛星・地域放送課

詳細については、総務省情報流通行政局衛星・地域放送課（電話番号03―5253―5799）にお問い合わせください。

平成27年10月30日　　総　務　省

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ＡＮＡウイングス乗員組合から、安全運航等の要求に関して、平成27年11月４日以降、同組合の組合員が従事するＡＮＡウイングス株式会社の全職場（北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年10月30日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄千葉動力車労働組合から、業務外注化の中止等の要求に関して、平成27年10月31日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全路線および付随する施設（茨城県、埼玉県、千葉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年10月30日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

茨 城 県　鹿島線
埼 玉 県　武蔵野線
千 葉 県　総武緩行線、総武快速線、総武本線、成田線、内房線、外房線、久留里線、東金線、京葉線、武蔵野線、鹿島線
東 京 都　総武緩行線、総武快速線、総武本線、京葉線、武蔵野線、中央本線

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道鉄鋼業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年10月30日

北海道労働局長　田中　敏章

第４号中「１時間858円」を「１時間876円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月１日から効力を生ずる。

北海道労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年10月30日

北海道労働局長　田中　敏章

第４号中「１時間794円」を「１時間804円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月１日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年10月30日

埼玉労働局長　田畑　一雄

第４号中「１時間854円」を「１時間869円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月１日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年10月30日

埼玉労働局長　田畑　一雄

第４号中「１時間859円」を「１時間874円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月１日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年10月30日

埼玉労働局長　田畑　一雄

第４号中「１時間870円」を「１時間883円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月１日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年10月30日

埼玉労働局長　田畑　一雄

第４号中「１時間870円」を「１時間883円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月１日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県各種商品小売業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年10月30日

埼玉労働局長　田畑　一雄

第４号中「１時間821円」を「１時間834円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月１日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県自動車小売業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年10月30日

埼玉労働局長　田畑　一雄

第４号中「１時間869円」を「１時間882円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月１日から効力を生ずる。

沖縄労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県各種商品小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年10月30日

沖縄労働局長　待鳥　浩二

第４号中「１時間692円」を「１時間702円」に改める。